

3 文 庁 第 8 3 3 号
令 和 3 年 7 月 2 0 日

国 立 国 会 図 書 館 長
各 独 立 行 政 法 人 の 長
各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 の 長
専 門 図 書 館 協 議 会 会 長
各 指 定 図 書 館 長

文 化 庁 次 長

矢 野 和 彦

(公 印 省 略)

令 和 3 年 度 図 書 館 等 職 員 著 作 権 実 務 講 習 会 の 開 催 に つ い て (通 知)

標記の講習会を別紙のとおり開催しますので、関係職員の出席について御配慮をお願いします。

都道府県教育委員会におかれましては、関係部課及び域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く)に御周知くださるようお願いいたします。

指定都市教育委員会におかれましては、域内の関係機関に御周知くださるようお願いいたします。

各都道府県知事部局及び指定都市市長部局におかれましては、管内の各市町村関係機関に通知願います。



なお、受講申込手續については、受講希望者が当庁に直接申し込むこととしておりますことを、念のため申し添えます。

【特記事項：主な受講対象者】

(著作権法施行令第1条の3で定める施設に勤務する、著作権法施行規則第1条の3で定める「司書に相当する職員」)

- ・ 国立国会図書館（分室含む）の司書、その他職員
- ・ 公立、私立図書館の司書、その他職員
- ・ 大学等図書館の司書、その他職員
- ・ 美術館・博物館職員
- ・ 一般を対象に映像等の提供を行っている公立の視聴覚センター等の職員
- ・ 公立の研究所、試験所等で、一般を対象に資料を提供する業務を行う者
- ・ 著作権法施行令第1条の3第1項第6号で指定する施設の職員

【本件担当】

〒100-8959

東京都千代区霞が関3丁目2番2号
文化庁著作権課

著作権普及係 森下・永田・嶋田

電話: 03 (5253) 4111 内線 3169

F A X: 03 (6734) 3813

E-mail: ckyouiku@mext.go.jp

令和3年度図書館等職員著作権実務講習会実施細則

1 名称 令和3年度図書館等職員著作権実務講習会

2 目的

著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第1条の3第1項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

3 日時及び場所

【東京会場】

日時 令和3年9月16日（木） 11時00分～16時30分
17日（金） 11時00分～17時00分

場所 東京大学 駒場キャンパス 講堂（900番教室） 【定員264名】
〒153-8902 東京都目黒区駒場

【京都会場】

日時 令和3年9月28日（火） 11時00分～16時30分
29日（水） 11時00分～17時00分

場所 京都大学 吉田キャンパス 吉田南4号館・3階4共30教室 【定員200名】
〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

※ 以下の期間において、東京会場による講義（演習問題を除く。）の様子をオンデマンド配信により限定公開する予定です。オンデマンド配信の視聴を希望される方は、専用フォームによりお申込みください。なお、オンデマンド配信での視聴の場合、修了証書は授与しません。

期間 令和3年10月11日（月）～10月29日（金）（予定）

〔参考〕日程 ※日程については、変更になる場合があります。

【1日目】

10:00～11:00 受付
11:00～11:10 開講式
11:10～12:10 著作権法概論（Ⅰ）
12:10～13:10 昼食・休憩
13:10～14:40 著作権法概論（Ⅱ）
14:40～15:00 休憩
15:00～16:30 著作権法概論（Ⅲ）

【2日目】

10:00～11:00 受付
11:00～12:30 著作権法各論（Ⅰ）
12:30～13:30 昼食・休憩
13:30～15:00 著作権法各論（Ⅱ）
15:00～15:20 休憩
15:20～16:15 演習問題（うち解答時間は45分）
16:15～16:45 演習問題の解説
16:45～17:00 閉講式

4 履修すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

5 受講資格（以下のいずれかに該当する者）

- ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者
- ② 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で、3年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者
- ③ 司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後3年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

6 受講申込手続

(1) 受講申込

文化庁HP掲載の専用フォームにより、お申込みください。

※申込の際は、いつでも連絡が取れる個人の携帯電話番号、メールアドレスを記入してください。受講者に新型コロナウイルスの感染が発生した場合、早急に伝達するためです。それ以外の目的・用途には使用しません。

(2) 申込期限 令和3年8月13日（金）まで（期限厳守）

※オンデマンド配信による視聴については、令和3年9月29日（水）まで（期限厳守）を申込期限とします。文化庁HP掲載の専用フォームよりお申込みください。

(3) 受講料

無料

7 受講者の決定

受講者は、受講申込者のうちから文化庁が選定し、受講を決定した者としてします。

受講の可否につきましては、8月31日（火）までにメールにて御連絡します。

※応募者多数により受講者として選定されなかった方は、オンデマンド配信により講義の内容を視聴することが可能です。

8 講師

文化庁職員等

9 受講修了者

受講成績が良好と認められた者

10 修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。

11 留意事項

・新型コロナウイルス感染防止対策のため、参加人数を制限いたします。それに伴い、同一組織からの複数人数の応募についてはお断りさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、講習を延期または中止する場合があります。

- ・受講者の皆さまには、マスクの着用と入口での検温、手指消毒にご協力お願いいたします。なお、当日発熱等の体調不良がみられる場合には来場をお控えください。その場合、来場されても受講不可とすることがございます。あらかじめ、ご了承ください。
- ・その他、必要に応じて感染防止のためのご協力をお願いすることがございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

